

那覇市公報

第 1 6 3 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の廃止について（建築指導課）
..... 1847
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について
（保護管理課） 1848
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について
（保護管理課） 1849
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について
（保護管理課） 1850
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について
（保護管理課） 1851
- 町の区域の変更について（市街地整備課） 1852

◇ 公 告 ◇

- 公告の変更について（管財課） 1854
- 平成 27 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について
（管財課） 1855
- 那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について
（管財課） 1860
- 那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施につい
て（管財課） 1863

○那覇市保健所空調設備保守管理業務の入札の実施について（健康増進課）	1866
○平成 27 年度那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の入札の実施について （健康増進課）	1868
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	1870
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	1871

◇消防局訓令◇

○那覇市消防職員の勤務の記録に関する訓令の一部を改正する訓令	1872
--------------------------------------	------

◇消防局告示◇

○消防用設備等の検査及び点検を要する防火対象物を指定する告示について	1873
---	------

告 示

那覇市告示第 428 号

平成 27 年 1 月 29 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路を次のとおり廃止したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号：第 6 号
- 2 廃止道路の種類：第 42 条第 2 項の規定による道路
- 3 廃止の年月日：平成 27 年 1 月 29 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市字安里 398
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長 16.70m
幅員 4.00m

那覇市告示第 480 号

平成 27 年 3 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定の有効期間
所 在 地		
社会医療法人仁愛会 あさと 大腸・肛門クリニック	社会医療法人 仁愛会	平成 26 年 12 月 1 日～ 平成 32 年 11 月 30 日
那覇市字松川 442 番地		
ライム薬局	株式会社アポテック	平成 27 年 1 月 1 日～ 平成 32 年 12 月 31 日
那覇市安謝一丁目 9 番 27 号		

那覇市告示第 481 号

平成 27 年 3 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名	称	開	設	者	廃止年月日	
所						在
あさと大腸・肛門クリニック		徳嶺 章夫			平成 26 年 12 月 1 日	
那覇市字松川 442 番地						

那覇市告示第 482 号

平成 27 年 3 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
田中 敦子	柔道整復	平成 27 年 1 月 30 日
おもろまち整骨院	那覇市上之屋一丁目 18 番 12 号 プラセール上之屋 101	
糸数 昌治	柔道整復	平成 27 年 2 月 4 日
おなが小禄整骨院	那覇市字小禄 414 番地 5 1 階	
奥間 洋介	柔道整復	平成 27 年 2 月 4 日
おなが那覇整骨院	那覇市字仲井真 379 番地 1 レジデンス新垣 110	
大城 亜希	はり・きゅう	平成 27 年 2 月 13 日
こころ那覇鍼灸治療院	那覇市天久二丁目 20 番 24 号 コーポ 2000 302	

那覇市告示第 483 号

平成 27 年 3 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者 氏 名		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
夏秋 友美		平成 26 年 12 月 17 日
施術所	おなが那覇整骨院、おなが小禄整骨院 （おなが那覇整骨院）	

那覇市告示第 484 号

平成 27 年 3 月 2 日

町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の区域を別図 1 に示すとおり変更するため、同条 2 項の規定により告示する。

なお、上記の処分は平成 27 年 3 月 2 日から効力を生ずるものとする。

那覇市長 城 間 幹 子

町の区域の変更図



公 告

那覇市公告第 500 号

平成 27 年 2 月 23 日

掲 示 済

公告の変更について

平成 27 年 2 月 16 日付け那覇市公告第 490 号にて公告した「平成 27 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について」の制限付一般競争入札の実施について、次のように変更があるので公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年 2 月 16 日付け那覇市公告第 490 号の制限付一般競争入札の実施について、次のとおり変更する。

変更する項目	変更の内容	
	変更前	変更後
1 入札に付する事項 (1)契約案件名	① 学校ごみ処理業務委託(那覇東地区) ② 学校ごみ処理業務委託(那覇西地区) ③ ごみ処理業務委託(こどもみらい課分、こどもみらい課療育センター分、こども政策課分) ④ 那覇市役所本庁舎等ごみ処理業務委託 ⑤ 那覇市学校給食センター(首里・真和志・小禄)ごみ処理業務委託 ⑥ 那覇市教育委員会施設ごみ処理業務委託 ⑦ 識名霊園一般廃棄物収集運搬業務 ⑧ 那覇市保健所ごみ処理業務委託 ⑨ 那覇市市民文化部7施設ごみ収集業務委託契約	① 学校ごみ処理業務委託(那覇東地区) ② 学校ごみ処理業務委託(那覇西地区) ③ ごみ処理業務委託(こどもみらい課分、こどもみらい課療育センター分、こども政策課分) ④ 那覇市役所本庁舎等ごみ処理業務委託 ⑤ 那覇市学校給食センター(首里・真和志・小禄)ごみ処理業務委託 ⑥ 那覇市教育委員会施設ごみ処理業務委託 ⑦ 識名霊園一般廃棄物収集運搬業務 ⑧ 那覇市保健所ごみ処理業務委託 ⑨ 那覇市市民文化部7施設ごみ収集業務委託契約 ⑩ 平成27年度都市公園清掃(塵芥回収)管理業務委託 ⑪ 平成27年度消防庁舎ごみ収集業務委託

那覇市公告第 510 号

平成 27 年 3 月 2 日

平成 27 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名 平成 27 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託

(2) 履 行 場 所 別表 1：清掃業務委託各施設

別表 2：警備業務委託各施設

(3) 履 行 内 容 各業務委託の仕様書による

(4) 契約予定日 平成 27 年 4 月 1 日

(5) 履 行 期 間

ア 単年度契約案件

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

イ 長期継続契約案件

(那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
第 2 条第 2 号に基づく長期継続契約)

平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの任意の期間

※特記事項

長期継続契約案件の入札及び契約には次の条件を付す。

1) 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。

2) 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者でなければならない。

3 入札説明会の日時及び場所（本庁舎の駐車場は有料になっています）

(1) 清掃業務委託

日 時 平成 27 年 3 月 11 日（水） 13：30 受付開始 13：50 説明開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

（2）警備業務委託

日 時 平成 27 年 3 月 12 日（木） 13：30 受付開始 13：50 説明開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

4 入札執行の日時及び場所（本庁舎の駐車場は有料になっています）

（1）清掃業務委託

日 時 平成 27 年 3 月 24 日（火） 9：00 受付開始 9：30 入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

（2）警備業務委託

日 時 平成 27 年 3 月 24 日（火） 13：30 受付開始 14：00 入札開始
場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 12 階 第 1 研修室 A B

5 入札時提出書類

（1）入札書（市様式）

（2）代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除する。

7 落札決定後提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守の誓約書（市様式）を各案件の
所管課へ提出すること。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- （1） 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- （2） 委任状を持参しない代理人のした入札。
- （3） 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- （4） 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の
印）を欠く入札。
- （5） 入札書の表記金額を訂正した入札。
- （6） 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- （7） 明らかに談合によると認められる入札。
- （8） 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- （9） その他入札に関する条件に違反した入札。

9 郵送による入札は認めない。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表 1：清掃業務委託各施設

NO	ランク	件名	所管課
1	A	那覇市公民館・図書館清掃業務委託	中央公民館
2	A	那覇市民会館清掃業務委託	文化振興課
3	B	なは市民協働プラザ清掃業務委託	まちづくり協働推進課
4	B	平成 27 年度交通広場及び情報センター 清掃業務委託	道路管理課
5	C	壺屋焼物博物館清掃業務委託	文化財課(壺博)
6	C	那覇市消防庁舎清掃業務委託	消防局総務課
7	C	那覇市北保健センター清掃業務委託	地域保健課
8	C	那覇市歴史博物館	文化財課(歴博 G)
9	C	小禄支所庁舎清掃業務委託	ハイサイ市民課小禄支所
10	C	首里支所庁舎清掃業務委託	ハイサイ市民課首里支所
11	C	路上喫煙禁止地区設置灰皿及び広場 清掃委託	なはまちなか振興課
12	C	那覇市中心商店街にぎわい広場清掃業 務委託	なはまちなか振興課

別表 2：警備業務委託各施設

NO	ランク	件名	所管課
1	A	那覇市図書館・公民館警備委託	中央図書館
2	A	なは市民協働プラザ警備業務委託	まちづくり協働推進課
3	A	壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託	文化財課(壺博)
4	A	玉陵・識名園警備業務委託	文化財課(文化財 G)
5	B	那覇市中心商店街にぎわい広場警備業務委託	なはまちなか振興課
6	B	那覇市民会館警備業務委託	文化振興課
7	C	首里支所庁舎警備業務委託	ハイサイ市民課首里支所
8	C	小禄支所庁舎警備業務委託	ハイサイ市民課小禄支所
9	C	都市公園巡回警備業務委託	公園管理課
10	C	エコマール那覇等施設警備業務委託	クリーン推進課
11	C	平成 27 年度おもろまち駅情報センター警備業務委託	道路管理課
12	C	那覇市保健センター・北保健センター警備業務委託	地域保健課
13	C	那覇市精神障がい者地域生活支援センター機械警備	障がい福祉課

那覇市公告第 511 号

平成 27 年 3 月 2 日

那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 業務の目的 本庁舎内に観葉植物を設置し、常に状態の良い状況を保ち来庁する市民に憩いの空間を提供することを目的とする。
- (4) 履行期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
※本事業予算については、平成 27 年度当初予算に計上しているところです。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 貸金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開

始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

（9）経営及び信用の状況が良好であること。

（10）施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。

（11）施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。

（12）那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

（13）その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成27年3月3日（火）～平成27年3月12日（木）

9時00分～16時00分（12時～13時を除く）

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成27年3月9日（月）～平成27年3月12日（木）

質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成27年3月18日（水）

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成27年3月26日（木）

13時30分受付開始 13時40分入札開始

場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎10階会議室(1001)

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

（1）入札書（市様式）

（2）代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持

参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (9) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 512 号

平成 27 年 3 月 2 日

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務
- (2) 履 行 場 所 那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 業務の目的 本庁舎外周及び中庭に設置されている植物を常に良好な状態に管理し、庁舎の美観を保つとともに遮熱効果を提供することを目的とする。
- (4) 履行期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

※本事業予算については、平成 27 年度当初予算に計上しているところです。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 従業員に常勤の者で造園施工管理技術士の資格を有する者が 1 人以上いること。
- (3) 営業実績が 2 年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

-
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
 - (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
 - (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
 - (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
 - (11) 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
 - (12) 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後2年を経過していること。
 - (13) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
 - (14) その他市長が必要と認める条件
- 3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
- 配布期間 平成27年3月3日（火）～平成27年3月12日（木）
9時00分～16時00分（12時～13時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）
- 配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
- 4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
- (1) 質問期間 平成27年3月9日（月）～平成27年3月12日（木）
- (2) 質問方法 質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
- (3) 回答日 平成27年3月18日（水）
- (4) 回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日 時 平成27年3月26日（木）
14時30分受付開始 14時40分入札開始
- (2) 場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎10階会議室(1001)
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
- 6 入札時提出書類
- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）
- 7 入札保証金
- 入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除することができる。
-

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- （1）入札資格審査申請書
- （2）業務実績表（市様式）
- （3）商業登記簿
- （4）市税完納証明書
- （5）所在地確認資料
- （6）労働保険（労災・雇用）加入証明書
- （7）社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
- （8）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- （9）その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 513 号

平成 27 年 3 月 2 日

那覇市保健所空調設備保守管理業務の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 : 那覇市保健所施設空調設備保守管理業務委託
- (2) 履行場所 : 那覇市保健所（那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号）
- (3) 履行内容 : 那覇市保健所空調設備保守管理業務委託仕様書による
- (4) 契約予定日 : 平成 27 年 4 月 1 日
- (5) 契約期間 : 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格付名簿の業種「管」に登録していること。
- (2) 過去 2 年間に官公庁の施設で空調設備保守管理業務の請負実績があること。

3 入札説明会の日時及び場所

日時：平成 27 年 3 月 6 日（金）午前 10 時

場所：那覇市保健所 3 階多目的室 C（那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号）

4 入札執行の日時及び場所

日時：平成 27 年 3 月 26 日（木）午前 10 時

場所：那覇市保健所 3 階多目的室 C（那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号）

5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は免除（那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号）

7 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき
- (2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき
- (3) 日付を欠いたとき、又は入札の年月日と合わないとき
- (4) 記名押印を欠いたとき
- (5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (7) 明らかに談合と認められるとき
- (8) 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行ったとき
- (9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき

8 郵送による入札は認めない

9 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

10 問い合わせ先

那覇市保健所 健康増進課 保健総務グループ 担当 前原、比嘉

電話 098-853-7961

FAX 098-853-7965

那覇市公告第 514 号

平成 27 年 3 月 2 日

平成 27 年度那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 平成 27 年度保健所施設環境衛生管理業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市保健所（所在地：那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号）
- (3) 履 行 内 容 別紙仕様書による
- (4) 契約予定日 平成 27 年 4 月 1 日
- (5) 履 行 期 間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号の登録があり、かつ第 2 号または第 8 号の登録があること。
- (2) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 過去 2 年間に官公庁の施設で環境衛生管理業務もしくは清掃業務の請負実績があること。

3 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成 27 年 3 月 6 日（金）午前 11 時
場 所 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 3 階 多目的室 C

4 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 27 年 3 月 26 日（木）午前 11 時
場 所 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
那覇市保健所 3 階 多目的室 C

5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）

（2）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号に基づき免除する。

7 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- （1）入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- （2）委任状を持参しない代理人のした入札。
- （3）入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- （4）入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。
- （5）入札書の表記金額を訂正した入札。
- （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- （7）明らかに談合によると認められる入札。
- （8）他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。
- （9）その他入札に関する条件に違反した入札。

8 郵送による入札は認めない。

9 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

10 お問合せ

那覇市健康部健康増進課保健総務グループ 担当比嘉, 前原
〒902-0076 那覇市与儀 1 丁目 3 番 21 号
電話 098-853-7961 F A X 098-853-7965

那覇市公告第 515 号
平成 27 年 3 月 2 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 26 年 3 月 28 日 第 H25－07 号 那覇市指令都建第 3332 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市首里石嶺町一丁目 127 番 1、128 番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市首里当蔵町 2 丁目 15-26 豊見城 真
- 5 検査済証番号 平成 27 年 2 月 2 日 那都建第 521 号
- 6 工事完了年月日 平成 27 年 1 月 13 日

那覇市公告第 516 号
平成 27 年 3 月 2 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 27 年 2 月 2 日 第 H25－06－01 号 那覇市指令都建第 3466 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里赤田町 3 丁目 5 番、11 番 1、12 番、12 番 1、13 番、14 番
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 種類 水路、防火水槽
(2) 位置及び区域 次の図の通り
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を那覇市都市計画部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市寄宮 3 丁目 3 番 5 号 寄宮市街地施設 1 F－1
株式会社 ホープ設計 代表取締役 高嶺 哲夫
- 5 検査済証番号 平成 27 年 2 月 13 日 那都建第 566 号
- 6 工事完了年月日 平成 27 年 2 月 3 日

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 6 号

平成 27 年 1 月 23 日

公 表 済

那覇市消防職員の勤務の記録に関する訓令の一部を改正する訓令を、別紙のように制定する。

那覇市消防局長 玉城 則雄

那覇市消防職員の勤務の記録に関する訓令の一部を改正する訓令

那覇市消防職員の勤務の記録に関する訓令(平成23年那覇市消防本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
号	記録の種類	表示		号	記録の種類	表示	
		庶務管理システム	出勤簿			庶務管理システム	出勤簿
[略]				[略]			
19	子の看護休暇	[略]	子看護休	19	子の看護休暇	[略]	子看（ ）
[略]				[略]			
備考[略]				備考[略]			
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。							

付 則

この訓令は、平成 27 年 1 月 23 日から施行し、改正後の那覇市消防職員の勤務の記録に関する訓令の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

消防局告示

那覇市消防局告示第3号

平成27年2月17日

掲 示 済

消防用設備等の検査及び点検を要する防火対象物を指定する告示について

消防用設備等の検査及び点検を要する防火対象物を指定する告示(昭和53年消防本部告示第1号)の一部を次のように改正する。

那覇市消防局長 玉城 則雄

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この告示は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第35条第1項第2号の規定に基づき、消防用設備等を設置したときは検査を受けなければならない防火対象物及び同施行令第36条第2項第2号の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者、又は総務大臣が認める資格を有する者に消防用設備等の点検をさせなければならない防火対象物を次のとおり指定する。 (消防機関の検査を受けなければならない防火対象物) 第2条 令第35条第1項第2号の規定により、消防長が指定する防火対象物は、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの	(趣旨) 第1条 この告示は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第35条第1項第3号の規定に基づき、消防用設備等を設置したときは検査を受けなければならない防火対象物及び同施行令第36条第2項第2号の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者、又は総務大臣が認める資格を有する者に消防用設備等の点検をさせなければならない防火対象物を次のとおり指定する。 (消防機関の検査を受けなければならない防火対象物) 第2条 令第35条第1項第3号の規定により、消防長が指定する防火対象物は、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの
備考 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この告示は、交付の日から施行する。

